

JHF機材情報登録規程

制定 2010 年11 月18 日 理事会

第1条 総則

定款第4条第9項の定めによりハンググライダー・パラグライダーの安全性が確認された機材情報を会員に提供するために本規程を制定する。

第2条 登録対象

本規程は、国内、国外を問わず、ハンググライディング・パラグライディングの飛行に使用する目的で製造された機材を対象とし以下に分類する

- 1 ハンググライダーおよびハーネス
- 2 パラグライダーおよびハーネス
- 3 レスキュー・パラシュート
- 4 ヘルメット

第3条 登録申請

登録申請は製造業者、輸入業者がJHF事務局に行い、本規定に定める登録申請書（別紙1）に所要事項を記入し、公的試験機関が発行する証明の有無の別と、機種リスト・オプション表とそれに対応する主要諸元、取り扱い上の注意事項を記載した日本語の取扱説明書（もしくは重要事項説明書）を添えなければならない。

第4条 機材情報の公開

登録申請があった場合、JHFは書類を確認し不備がなければその機材情報をホームページ、広報誌等ですみやかに公開しなければならない。

第5条 情報登録料

登録料は無料とする。